

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年6月29日
【事業年度】	第15期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
【会社名】	株式会社 F F R I セキュリティ
【英訳名】	F F R I Security, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷓飼 裕司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6277-1518
【事務連絡者氏名】	常務取締役最高財務責任者 田中 重樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6277-1518
【事務連絡者氏名】	常務取締役最高財務責任者 田中 重樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	1,673,679	1,651,472	1,602,027	-	1,779,344
経常利益 (千円)	309,685	282,592	341,726	-	156,236
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	222,534	203,197	274,488	-	120,978
包括利益 (千円)	222,508	203,348	274,363	-	120,978
純資産額 (千円)	1,112,127	1,316,131	1,590,724	-	1,723,396
総資産額 (千円)	2,282,232	2,362,743	2,527,508	-	2,453,912
1株当たり純資産額 (円)	135.89	160.70	194.23	-	213.56
1株当たり当期純利益 (円)	27.22	24.82	33.52	-	14.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	27.20	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	48.7	55.7	62.9	-	70.2
自己資本利益率 (%)	20.0	16.7	18.9	-	6.7
株価収益率 (倍)	137.03	128.12	56.24	-	77.94
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	290,602	106,661	193,290	-	16,306
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	69,586	202,089	65,905	-	157,980
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	8,733	655	158	-	275,076
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,983,891	1,889,327	2,016,262	-	1,644,222
従業員数 (人)	89	97	91	-	177
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 第14期は連結財務諸表を作成していませんので、第14期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 第12期、第13期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期の連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	1,671,989	1,649,848	1,600,678	1,618,275	1,487,790
経常利益 (千円)	392,647	319,626	351,146	329,515	115,378
当期純利益 (千円)	305,497	123,505	273,853	249,242	89,564
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	45,473	-
資本金 (千円)	285,698	286,136	286,136	286,136	286,136
発行済株式総数 (株)	8,184,000	8,190,000	8,190,000	8,190,000	8,190,000
純資産額 (千円)	1,195,115	1,319,276	1,592,971	1,842,214	1,648,693
総資産額 (千円)	2,362,487	2,365,362	2,529,755	2,656,536	2,345,972
1株当たり純資産額 (円)	146.03	161.09	194.50	224.94	204.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	37.37	15.09	33.44	30.43	11.07
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	37.34	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	50.6	55.8	63.0	69.3	70.3
自己資本利益率 (%)	29.4	9.8	18.8	14.5	5.2
株価収益率 (倍)	99.81	210.74	56.37	72.23	105.33
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	120,155	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	42,824	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	2,093,587	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	86 (-)	96 (-)	90 (-)	106 (-)	117 (-)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	75.7 (115.9)	64.5 (110.0)	38.2 (99.6)	44.6 (141.5)	23.7 (144.3)
最高株価 (円)	5,460	4,420	5,320	3,225	2,298
最低株価 (円)	3,315	2,036	1,405	1,727	930

- (注) 1. 第11期から第13期及び第15期は連結財務諸表を作成しているため、第11期から第13期及び第15期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 第12期から第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含め、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期の事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 平成19年7月 「世界トップレベルのセキュリティ・リサーチ・チームを作り、コンピュータ社会の健全な運営に寄与する」ことを目的に、東京都新宿区山吹町において資本金10,000千円をもって株式会社フォティーンフォティ技術研究所を設立
- 平成19年7月 包括的セキュリティリサーチサービス「Prime Analysis」の提供を開始
- 平成19年8月 セキュリティエンジニア技術研修「FFRI Expert Seminar」の提供を開始
- 平成20年3月 本社を東京都新宿区天神町に移転
- 平成20年12月 本社を東京都新宿区矢来町に移転
東京都新宿区天神町にR&Dセンターを設立
- 平成21年5月 標的型攻撃対策ソフトウェア「FFRI yarai」の販売を開始
- 平成22年6月 セキュリティ脆弱性を悪用した攻撃からシステムを保護し、防御能力を飛躍的に向上させるための製品「FFRI yarai 脆弱性攻撃防御機能」の販売を開始（現在は販売終了）
- 平成22年7月 沖縄県那覇市田原に沖縄R&Dセンターを設立
- 平成23年7月 マルウェア自動解析ツール「FFRI yarai analyzer」の販売を開始
- 平成24年6月 本社事務所、R&Dセンター、沖縄R&Dセンターを東京都渋谷区恵比寿に移転・統合
- 平成24年11月 インターネットバンキングを狙うMITB攻撃対策ツール「FFRI Limosa」の販売を開始
- 平成25年6月 当事業の認知度向上と企業ブランドの確立を図るため、「株式会社フォティーンフォティ技術研究所」から「株式会社FFRI」に社名変更
- 平成26年1月 マルウェア自動解析システム「FFRI yarai analyzer Professional」の販売を開始
- 平成26年9月 東京証券取引所マザーズに株式を上場（現在はグロース市場へ移行）
- 平成26年12月 Android用スマートフォン・タブレットで利用するアプリの危険性を簡単に診断できるセキュリティアプリ「FFRI安心アプリチェッカー」の販売を開始（現在は販売終了）
- 平成27年4月 個人PC向けセキュリティソフトウェア「FFRI プロアクティブ セキュリティ」の販売を開始（現「FFRI yarai Home and Business Edition」）
- 平成29年12月 個人・小規模事業者向け次世代エンドポイントセキュリティ「FFRI yarai Home and Business Edition」の販売を開始
- 平成31年1月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との合併会社で高度な技術を有するセキュリティ人材を育成することを目的とする株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズを設立
- 令和2年3月 神奈川県横須賀市光の丘に横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンターを設立
- 令和2年6月 本社を東京都千代田区丸の内に移転
当社が営むサイバー・セキュリティ事業を商号に示し、幅広い層で認知の拡大と向上を図るべく、「株式会社FFRI」から「株式会社FFRIセキュリティ」に社名変更
- 令和3年5月 株式会社シャインテックの全株式を取得し、完全子会社化
- (注)用語解説を「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（株式会社F F R Iセキュリティ）及び子会社1社により構成されており、サイバー・セキュリティ事業を主な事業内容とし、さらにソフトウェア開発・テスト事業を営んでいます。

なお、事業区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一です。各事業の内容は以下の通りです。

（1）サイバー・セキュリティ事業

コンピュータ・システムは今や社会に深く根付き、そのシステムが果たす機能の安全を守ることは、私たちの生活だけでなく、国家安全保障においても重要な課題となっています。

近年、技術革新に伴ってコンピュータ・システムに対する脅威は多様化・複雑化し、かつ急速に変化しています。増え続ける標的型攻撃 1 やランサムウェア 2 などによる機密情報漏洩やシステム破壊は、従来のリスク管理プロセスだけでは十分な対応を取る事が難しく、サイバー・セキュリティ 3 の果たすべき役割の重要性はますます高まっております。

当社グループは、サイバー・セキュリティの基盤となる技術とリサーチ能力をバックグラウンドに、IT社会を取り巻く様々な外部脅威からコンピュータ・システムを守る、サイバー・セキュリティの研究開発企業です。当社グループではサイバー・セキュリティのシーズ型研究開発 4 を行っており、研究開発活動から得た技術・知見を元に様々な形態でユーザーにサイバー・セキュリティ対策を提供しています。

また、当社グループは特にセキュリティ脆弱性 5 分野、マルウェア 6 関連分野、情報家電やスマートフォン等をはじめとした組み込み機器分野に係るセキュリティにおける技術力を強みとしているほか、車載システムのセキュリティを始めとするIoTセキュリティ分野の研究開発を行っており、Black Hat 7等の国際的に権威のあるセキュリティカンファレンスにおける研究成果の発表実績があります。

なお、サイバー・セキュリティ事業の主要な販売区分である「ナショナルセキュリティセクター」及び「パブリックセクター」、「プライベートセクター」の内容は以下のとおりです。

（ナショナルセキュリティセクターについて）

ナショナルセキュリティセクターは、官公庁における国家安全保障及び経済安全保障関連業務の受注や、安全保障関連組織及び防衛産業企業を対象としたセキュリティ・サービスの提供及び各種セキュリティ・プロダクトの販売をしています。また、最新のマルウェアやサイバー攻撃手法、IoCなどのテクニカル情報の収集・解析及び対策技術の研究開発を行い、サイバー・セキュリティに関する知見や技術を獲得し、そのノウハウを製品やサービスに活用しています。

（パブリックセクターについて）

パブリックセクターは、官公庁及び地方自治体、独立行政法人などを対象としたセキュリティ・サービスの提供及び各種セキュリティ・プロダクトの販売をしています。官公庁においては、当社グループが純国産のサイバー・セキュリティ企業であるという事から販売に強みを持っており、専任のセールsteamを組織し集中的な販売活動を行っております。

（プライベートセクターについて）

プライベートセクターは、国内及び海外の一般企業を対象としたセキュリティ・サービスの提供及び各種セキュリティ・プロダクトの販売をしています。また、小規模事業者や個人を対象としたセキュリティ・プロダクトの販売も行っています。

各販売区分で提供している、サービス及びプロダクトの内容は以下のとおりです。

（セキュリティ・サービスについて）

セキュリティ・サービスでは、セキュリティ脅威の調査・分析から脆弱性検査、セキュリティ人材育成のための教育・研修サービスや、セキュリティ上の課題に対するコンサルティング及びセキュリティ情報の提供、コンピュータ・システムのセキュリティ堅牢性調査と実際にサイバー攻撃を受けた場合の影響調査、ハードウェア・ソフトウェアへ独自のサイバー・セキュリティ対策の仕組みを組み込むための受託開発、IoTやAI、5Gなど先端技術分野のセキュリティ診断などのほか、ユーザーのニーズに応じてセキュリティ調査・分析・研究等を行っております。

（セキュリティ・プロダクトについて）

セキュリティ・プロダクトでは、パターンファイル 8 に依存しない、完全ヒューリスティック検出技術 9 により未知・既知のマルウェア及びセキュリティ脆弱性を狙った攻撃を防御する技術を始めとした、従来の技術では防御できない新たな外部脅威からコンピュータ・システムを守る製品を提供しております。各種セキュリティ対策製品はサブスクリプションライセンス（期限付きの使用権）又はパーベチュアルライセンス（無期限の使用権）により販売しています。サブスクリプションライセンスではユーザーは契約した期間、製品を使用でき、契約には製品のアップデートや保守サポートを含んでいます。契約期間終了後、引き続き使用する際は再度契約の更新をすることとなります。パーベチュアルライセンスは販売後、ユーザーは製品を永続的に使用することができますが、最新のプログラムへのアップデート及び保守サポートサービスは別途保守サービスを有償で提供しています。

また、サイバー・セキュリティ対策の仕組みを販売用製品として開発し、主にITセキュリティベンダー 10 や Sier 11 を対象にそれらプログラム著作物の権利販売を行っています。

セキュリティ・プロダクトの主な製品は、標的型攻撃対策製品「FFRI yarai」、マルウェア自動解析ツール「FFRI yarai analyzer」といった製品を提供しております。

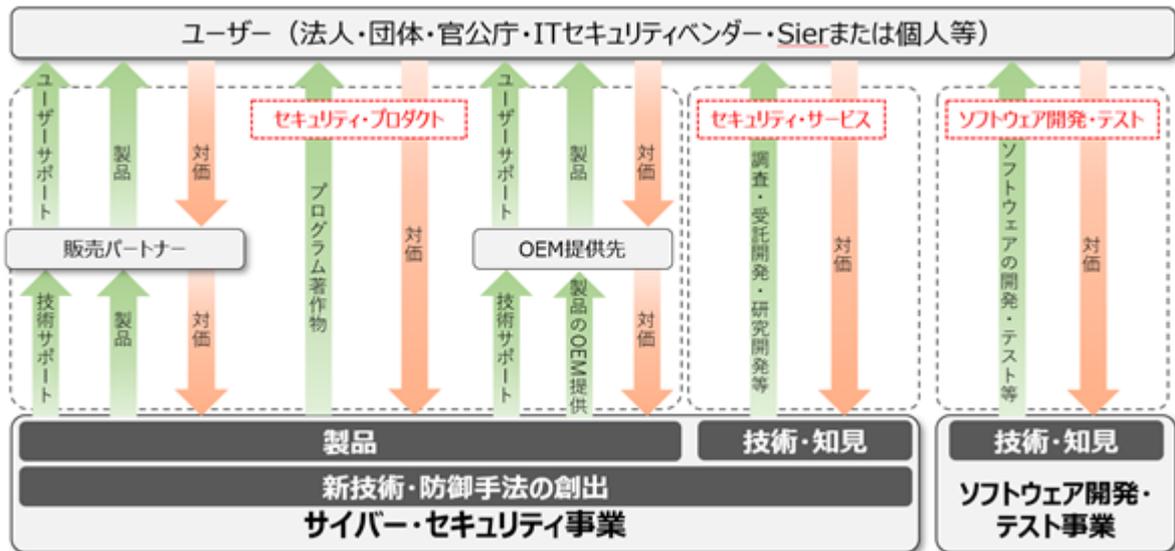
当社グループの提供する主な製品は以下のとおりです。

名称	内容
FFRI yarai	マルウェアごとに検出パターンを作成する旧来の技術では、未知の攻撃をカバーしないほか、検出パターンの増加に伴いシステムに対する負荷も増加します。FFRI yaraiはパターンファイルに依存しない、完全ヒューリスティック検出技術による標的型攻撃マルウェア対策製品で、未知・既知のマルウェア及びセキュリティ脆弱性を狙った攻撃を防御します。
FFRI yarai analyzer	プログラムや文書ファイル、各種データファイルを自動的に解析し、マルウェア混入のリスク判定が可能となります。実施が難しいソフトウェア製品の出荷前マルウェア混入検査、マルウェア被害の初動分析、ハッキングによる情報流出対策などで活用可能です。

(2) ソフトウェア開発・テスト事業

ソフトウェア開発・テスト事業においては、ソフトウェアの設計・開発・評価・解析などの業務に関わる技術者の派遣や、ソフトウェアの不具合により顕在化するリスクを回避するため、ソフトウェアの不具合を発見、または、重大な不具合が発生していないことを確認するテストの計画・設計、実施を提供しております。

[事業系統図]



(注) セキュリティ・プロダクトでは、販売パートナーとOEM提供先の2つの販売チャンネルにてユーザーに提供しております。販売パートナーは主にSierやITセキュリティベンダーで構成され、当社グループから製品を仕入れ、ユーザーに販売します。OEM提供はITセキュリティベンダー向けに行っており、当社製品をOEM提供先ブランドとしてカスタマイズし、ユーザーに販売します。当社グループはOEM提供先から製品の対価を受け取ります。また、販売パートナー及びOEM提供先はユーザーに対して製品のユーザーサポートを提供し、当社グループは販売パートナー及びOEM提供先に対して製品についての技術的な問合せに対応する技術サポートを提供する体制をとっています。このほか、個人向けにおいては当社グループからの直接販売も行っております。

(用語解説)

- 1 標的型攻撃 特定の企業や組織、個人を狙った攻撃のこと。攻撃者は綿密な事前調査により、標的システムのセキュリティ対策に応じた攻撃手法を選択するため、危険度の高い脅威。
- 2 ランサムウェア コンピュータ・ウイルスの一種で、感染すると直ちにコンピュータ内のファイルを暗号化しファイルを使えなくしたうえで、元に戻すための身代金を要求する。
- 3 サイバー・セキュリティ 第三者による悪意ある攻撃からの防御対策のことで、コンピュータへの不正アクセス、データの改ざんや破壊、情報漏洩、コンピュータ・ウイルスの感染などからコンピュータ・システムを守ること。
- 4 シーズ型研究開発 顕在化した需要に基づいて行うニーズ型研究開発に対して、現在ある情報を元に将来発生するであろう需要を探り、それに基づいて行う研究開発のこと。
- 5 セキュリティ脆弱性 コンピュータやネットワークなどの情報システムにおいて、第三者が保安上の脅威となる行為(システムの乗っ取りや破壊、機密情報の漏洩など)に利用できる可能性のあるシステム上の欠陥や仕様上の問題点。
- 6 マルウェア コンピュータ・ウイルス、スパイウェアなど、悪意のある目的を持ったソフトウェアやプログラム。
- 7 Black Hat 世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。
- 8 パターンファイル ウイルス対策ソフトが持つ、マルウェアを検出するためのデータベースのことで「定義ファイル」ともいう。マルウェアが持つ特定の文字列や、特徴的な動作パターンなどが記録されているもので、多くのウイルス対策ソフトはこのパターンファイルとマルウェアを照合することで検査対象のプログラムがマルウェアかどうか判定する。新しいマルウェアが出現することに対応するパターンファイルが必要であるため、新種や未知のマルウェアに対する防御機能はない。
- 9 ヒューリスティック検出技術 マルウェア等の不正なプログラムを検知する際、パターンファイルによるマッチングではなく、マルウェア等がもつ特徴的なプログラムの構造や振る舞いを検知する手法。これにより未知のウイルスや亜種、0-day脆弱性などにも対応できる。
- 10 ITセキュリティベンダー ウイルス対策ソフト等のセキュリティ対策ソフトウェアやセキュリティ関連サービスを開発・提供している事業者のこと。
- 11 Sler ユーザーニーズに応じて選定した複数のシステムを1つのシステムとして構築し、それぞれの機能が正しく働くように完成させる「システムインテグレーション」を行う企業のこと。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社シャインテック (注)	神奈川県 川崎市多摩区	12,000千円	ソフトウェアに関する開発・テスト等	100	役員の兼任
(持分法適用関連会社) 株式会社エヌ・エフ・ ラボラトリーズ	東京都港区	200,000千円	サイバー・セキュリティに関する教育・研修の実施、研究開発等	40	高度セキュリティ人材の育成、従業員の出向

(注) 株式会社シャインテックについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	294,542千円
	(2) 経常利益	29,800千円
	(3) 当期純利益	21,482千円
	(4) 純資産額	70,187千円
	(5) 総資産額	105,114千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和4年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
サイバー・セキュリティ事業	117 (-)
ソフトウェア開発・テスト事業	60 (-)
合計	177 (-)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結会社の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

(2) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
117	35.5	4.1	6,346

(注) 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

近年、コンピュータ・システムを取り巻く脅威はさらに多様化・複雑化し、かつ急速に変化しています。多様化する情報漏えい、増え続ける標的型攻撃などにより、既存のリスク管理プロセスだけでは十分な対応を取る事が難しくなりつつあります。的確なリスク管理を実現するためには、日々発生する新たなセキュリティ脅威に対抗するための迅速かつ正確な情報収集能力、分析能力、問題解決能力といった、強力かつ包括的なセキュリティリサーチ能力が求められます。当社は「世界トップレベルのセキュリティ・リサーチ・チームを作り、コンピュータ社会の健全な運営に寄与する」を経営理念とし、広範なセキュリティコア技術とリサーチ能力のバックグラウンドを軸に、さまざまな角度でお客様のセキュリティリスク管理を強力的に支援します。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、第16期（令和5年3月期）から第18期（令和7年3月期）までの3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。第18期においては売上高24億9,200万円、営業利益3億3,600万円を計画しております。中期経営計画における成長の実現には、優秀なエンジニアなど人材の確保と教育が重要であると考えております。これらを実現するために、売上高を増加させるとともに、適正な利益を確保することを目標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

社会システムのネットワーク化が進む近年において、コンピュータ・システムを取り巻く脅威は多様化しており、システムを攻撃されることにより甚大な被害を及ぼす傾向が強まっております。これらの脅威からコンピュータ・システムを守り、安定した運用を実現するためには、常に最新かつ最適なセキュリティ体制を構築することが望まれます。なお、新型コロナウイルス感染症の流行による影響につきましては、事態の収束に時間を要する場合、営業活動の遅れや景気減退に伴うIT投資の減速が想定されます。当社といたしましては、販売パートナーと緊密に連携し、市場環境を注視しながら今後の事業運営に取り組んでまいります。また、当社の経営環境における影響としましては、当社は当感染症の拡大以前より全社的にリモートワーク制度を導入しており、サイバー・セキュリティの研究開発活動の継続に影響はありませんでした。このような状況を踏まえ、当社は以下の事項を中長期的な経営戦略として、事業を推進してまいります。

(研究開発戦略)

当社は国内でほぼ唯一、サイバー・セキュリティのコア技術から研究開発を行っており、これまで蓄積してきた研究開発のノウハウは他社を大きくリードしています。当社は技術研究から生まれる新しい研究成果により、他に類を見ない高い付加価値と高い市場競争力を持つ製品・サービスを開発・提供してまいります。また、サイバー攻撃技術の研究をベースにトレンドを予測し、プロアクティブな対策技術の開発に取り組むことで、将来予想される脅威に先回りする形で対策製品・サービスを提供できる体制を構築していきます。

(ナショナル・セキュリティ戦略)

純国産企業であり、創業以来サイバー・セキュリティの研究開発を続けてきた当社の優位性を発揮できる安全保障の領域において、研究開発活動を通じて磨き上げた高い技術力を発揮し、高品質のサービス及び製品を提供してまいります。また、政府分科会などの活動を通じて、政府と一体となって安全保障の実現に向けたプロジェクトに取り組んでまいります。

(4) 対処すべき課題

(研究開発)

IT技術が日々進歩する中、同時にコンピュータ・システムに対する新しい脅威が発生しております。また、サイバー・セキュリティ市場においては、情報漏洩等の被害発生が市場ニーズの発生契機となるケースが多数あります。当社グループでは、このような後手の対応ではなく、被害発生前に予防することができる製品・サービスの提供が重要な課題であると考えており、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発を行っております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社は最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

(人材育成)

当社グループが今後成長するに当たり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社グループは従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

(セキュリティリテラシー)

当社製品・サービスの拡販には、ユーザーがコンピュータ・システムを取り巻く脅威の内容及びそれに対するセキュリティ対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えています。当社グループは、通常の営業活動のほか、世間に広く流通する製品等の脆弱性や、その対策などの研究成果の一部をカンファレンスや新聞・雑誌・WEB媒体などを通じて広く情報提供することにより、ユーザーに脅威を周知し、それらに応じた適切な対策の導入を促す活動に取り組んでおります。

(ブランディング)

セキュリティ製品・サービスはその性質上、顧客において効果を実感する機会が多くないため、当社製品・サービスの拡販には、当社及び製品・サービスの性能に対する信頼性の確保が課題となっております。信頼性の確保には、導入事例の紹介や実際にマルウェアによる攻撃から当社製品がコンピュータ・システムを防御するデモンストレーションの実施、講演や各種媒体への広告宣伝等を通じて当社製品・サービスの有用性を訴求することが有効と考えております。また、Black Hat 等のカンファレンスにて最新のセキュリティ技術を発表することで当社グループの技術力を示すなど、当社グループの認知度・信頼性向上のための活動強化に取り組んでおります。

(コンシューマー市場での拡販)

ランサムウェアやオンラインバンキングの不正送金といった個人を標的とするサイバー攻撃が拡大を続けているなか、既存のセキュリティ対策は高度化するサイバー脅威を前に効果が薄れてきており、有効な製品の普及はほとんど進んでいない状況となっております。また、個人向けのセキュリティ市場規模はICTの発達やモバイル端末の増加により拡大しており、当社グループは個人向け製品の拡販に取り組んでおります。

Black Hat

世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある主要なリスクには、以下のようなものがあります。

このいずれかが発生した場合、当社グループの業績や株価に影響を与える可能性があります。また、これらのなかには外部要因や発生する可能性が高くないと考えられる事項を含んでいるほか、投資判断に影響を及ぼすすべてのリスクを網羅するものではないことにご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 製品及びサービスに瑕疵が発生する可能性について

製品及びサービスを提供する際には、開発過程においてプログラムにバグや欠陥の有無の検査、ユーザーの使用環境を想定した動作確認などの品質チェックを行い、販売後のトラブルを未然に防ぐ体制をとっております。しかしながら、プログラムの特性上、これらを完全に保証することは難しいものとなっております。

万が一、製品又はサービスにバグや欠陥が発見された場合の対策として、当社グループではプログラムの修正対応や、販売時の契約において免責条項の設定などにより損失を限定する体制をとっておりますが、これらの対策はリスクを完全に回避するものではなく、バグや欠陥の種類、発生状況によっては補償費用が膨らみ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) サイバー攻撃等を受けることにより信頼性を喪失する可能性について

サイバー・セキュリティ事業を営む当社グループは、当社グループ及び当社製品又はサービスを導入されたユーザーにおいて、当社製品又はサービスの効果の及ぶ範囲内でサイバー攻撃等による機密情報等の改竄・搾取等をされた場合、当社グループの技術力を否定されることにより、結果として当社製品又はサービスに対する信頼性を喪失する恐れがあります。このようなことが発生した場合、信頼を回復するまでの間、製品及びサービスの販売が停滞することが考えられ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 技術革新又は陳腐化に対応できない可能性について

当社グループが属するサイバー・セキュリティの分野は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があります。このような中、当社グループは研究開発部門による新技術の開発や研究成果のカンファレンス等での発表、各種メディアへの情報発信などの取り組みにより、当社製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。

しかし、当社グループが環境変化に対応することができず、当社製品及びサービスの陳腐化又は競合他社の企業努力などの要因により、当社グループが競争力を維持することができない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定事業への依存により市場環境の影響を大きく受ける可能性について

当社グループが営むサイバー・セキュリティ事業は、ユーザーにおいて経済情勢の不調等によりIT設備投資が抑制されるなど、当該市場環境が冷え込んだ場合、その影響を大きく受け、他の事業分野で挽回するといった対応が取れず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 知的財産権侵害の可能性について

当社製品及びサービスの競争力維持にあたっては、特許権等による知的財産権の保護が重要となっております。当社グループは研究開発の結果、有用な技術について積極的に知的財産権の取得をするなど技術の保護に努めております。しかしながら、サイバー・セキュリティ製品には高度かつ複雑なプログラム技術が使用されており、知的財産権においてその権利の範囲を明確に定めることが難しいものとなっております。

このような状況の下、他社において当社グループの知的財産権に抵触するものがあっても、当社グループの知的財産権侵害の主張が必ずしも認められない可能性があります。また反対に、当社グループが意図しないところで他社から当社に対して知的財産権侵害の訴えが提起され、その主張が認められてしまう可能性も否定できません。このようなことが起きた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 小規模組織における経営管理体制・内部統制について

当社グループは事業規模に応じた組織体制を志向しており、現在は比較的小規模の体制で事業運営を行っております。また、当社グループは現在の人員構成における最適と考えられる経営管理体制及び内部統制を構築していますが、今後、当社の計画以上に事業が成長するなどにより、組織規模の急激な拡大の必要が生じた場合、以下に掲げるリスクが考えられ、経営管理体制・内部統制が有効に機能しない可能性があります。

- ・必要な人材を確保できない可能性
- ・新規採用の人員に対する教育が不足する可能性
- ・業務の多様化に社内業務システムの対応が遅れる可能性
- ・従業員とマネジメント層の間における報告体制の冗長化

また、当社グループが小規模組織であるために生じるリスクも考えられます。例えば当社グループのキャパシティを超えるような大型の開発プロジェクト等が生じた場合、当社グループは他社との業務提携などの戦略をとることが考えられますが、提携先が確保できない場合や、当社グループと提携先の間で円滑なプロジェクト遂行が困難になる等により、当該案件への投資資金の損失、失注あるいは利害関係者からの損害賠償請求等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 情報漏洩リスクについて

当社グループが営むサイバー・セキュリティ事業では、ユーザーのセキュリティシステムに関する情報や社内で使用される検体用マルウェア等の機密情報を扱う場合があります。これらの取り扱いについて、当社グループは規程やマニュアル等に則った運用体制の整備や社員への教育を通じて機密情報の外部漏洩を厳しく管理しております。しかしながら、特に当社グループの関係者が悪意を持って機密情報の漏洩を図った場合など、情報漏洩を完全に防ぐことは困難であります。このようなことが起きた場合、漏洩した機密情報を使用されることによる損害や、当社グループの信用が失墜するなどにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 事業環境の変化について

当社グループが営むサイバー・セキュリティ事業において、製品・サービスを提供している標的型攻撃対策を始めとする高度なセキュリティ・サービスの市場は、サイバー・セキュリティに対する脅威の複雑化・多様化を背景に今後拡大していくものと見込んでおりますが、市場の変化が激しく不確定要素も多いため、市場の成長スピードが当社グループの想定よりも遅れる可能性があります。

また、市場が順調に拡大した場合でも、競合他社の参入や他社から無償又は安価なセキュリティ機能が供給されることにより、当社グループが市場シェアを伸ばしていくことができない可能性があります。

このような当社グループを取り巻く事業環境の変化に有効な対抗策を講じる事ができなかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 法律の制定又は改正により当社の事業に規制がかかる可能性について

現在、当社グループの事業に対する法的規制はありませんが、将来新たに行われる法律の制定や既存の法律の改正により、当社の事業が規制された場合には、その内容によっては対応費用の支出又は経営方針の変更を迫られる可能性があります。例えば、当社グループは研究開発において、実際のサイバー攻撃等で使用されたプログラム（検体用マルウェア）などを用いる場合があり、この管理取り扱いについて法的規制がかかり、その対応に多額の費用がかかるなどが考えられます。このようなことが起きた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 季節的要因について

当社グループの売上及び利益計上は、12月から3月に集中する傾向があります。これは、ユーザーである企業や官公庁において、年度末前後における経済状況や事業方針の決定等により、設備投資の動きが活発化する影響によるものと考えております。

令和4年3月期における各連結四半期累計期間の実績は以下の表に記載のとおりです。

以上より、12月から3月の経済状況、設備投資の動向が当社の業績に影響を与える可能性があります。

(単位：千円)

	令和4年3月期			
	第1四半期 連結累計期間	第2四半期 連結累計期間	第3四半期 連結累計期間	通期
売上高	325,710	767,835	1,248,160	1,779,344
営業利益又は営業損失()	47,065	38,612	9,789	103,457

(11) 新型コロナウイルス感染症について

世界における新型コロナウイルス感染者の拡大ペースは依然として高水準で推移しており、国内のみならず各国で経済活動が強く制限され、感染収束時期が見通せないなかで、順調に正常化に向かうのか予断を許さない状況です。当感染症の収束に時間を要する場合、営業活動の遅れや景気減退に伴うIT投資の減速により、事業活動が計画通りに進捗しない可能性があります。

当社グループといたしましては、販売パートナーと緊密に連携し、市場環境を注視しながら今後の事業運営に取り組んでまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用しております。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるサイバー・セキュリティ業界は、Emotetの再活発化などランサムウェアによる被害が再拡大した他、電気・ガスなどのエネルギー事業者や医療機関などの基幹インフラ事業者がサイバー攻撃を受け、システム停止に陥るなどの被害が発生しています。また、子会社や取引会社を踏み台に標的企業に打撃を与えるサプライチェーン攻撃と見られるサイバー攻撃の増加が確認されるなど、サイバー攻撃の高度化が進んでいます。さらに、ロシアのウクライナ侵攻に伴い国際社会の緊張が高まっており、敵対国への打撃を目的として基幹インフラ事業者などに向けたサイバー攻撃のさらなる増加が懸念されています。こうしたサイバー攻撃事案のリスクの高まりを受け、経済産業省を始めとする各省庁より国内の基幹インフラ事業者に対して対策の強化を呼びかける注意喚起がなされるなど、サイバー攻撃が社会に与える影響は大きく、警戒が高まっています。また、令和4年5月に成立した経済安全保障推進法では、基幹インフラ事業者などが重要なシステムを導入する際に、設備や部品、維持・管理の委託先などの計画について、国による事前審査が義務化されるなど、国家安全保障及び経済安全保障対策としてサイバー・セキュリティの重要性が一層高まっています。

このような環境の中、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

サイバー・セキュリティ事業

（ナショナルセキュリティセクター）

ナショナルセキュリティセクターにおきましては、国際情勢の緊張と比例してサイバー攻撃のリスクが急速に高まっており、サイバー領域における安全保障は重要な課題となっています。我が国においては、サイバー防衛能力の強化に人も予算も大幅に増やしながらかつて変革を続けておりますが、周辺諸国に比べ未だ十分とは言えず、今後も中長期に渡って急激な市場の拡大が見込まれます。当社グループにおいては、横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンターにて、防衛産業及び関連組織向けにセキュリティ教育及び調査・研究案件や提案活動を進めたほか、高度なスキルを持つ技術者の育成及び採用の強化など体制整備にも取り組んでおり、将来のナショナルセキュリティセクターでの大きな需要を取り込める体制構築を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるナショナルセキュリティセクターの売上高は54,481千円となりました。

（パブリックセクター）

パブリックセクターにおきましては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定に伴い、特に地方自治体におけるエンドポイントセキュリティの需要が増大しております。当社グループにおいては、NECやSky株式会社、NTTアドバンステクノロジー株式会社など、地方自治体向けの販売に強みを持つ販売パートナーとの連携強化を進め、OEM製品やSOCサービスの提供を開始しております。一方で、案件受注の増加を見込んでいたセキュリティ・サービスにおきましては、案件受注に必要な高い秘匿性を担保する体制の整備に時間を要したほか、当初計画に織り込んでいた案件においても新型コロナウイルス感染症の再拡大により遅延、失注するなど、計画に対して影響が生じておりました。

この結果、当連結会計年度におけるパブリックセクターの売上高は531,510千円となりました。

（プライベートセクター）

プライベートセクターにおきましては、引き続き戦略的販売パートナーとの連携強化を進めた他、FFRI yarai Home and Business EditionのOEM提供による個人・小規模事業者向けの販売が拡大しております。また、エンドユーザーの満足度向上を目的に、FFRI yaraiの構築や運用に関する知識を認定する「FFRI yarai 技術者認定制度」を設け、当社製品を熟知した販売パートナーとの連携強化を進めております。サービス案件につきましては、セキュリティ調査・研究サービス及び車載セキュリティの関連案件を中心に実施しました。

この結果、当連結会計年度におけるプライベートセクターの売上高は901,799千円となりました。

ソフトウェア開発・テスト事業

株式取得により完全子会社となった株式会社シャインテックにおきましては、品質保証業務等を中心に堅調に推移した他、将来的なサイバー・セキュリティ関連業務の提供に向けた教育体制の整備を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるソフトウェア開発・テスト事業の売上高は291,553千円となりました。

また、NTTコミュニケーションズ株式会社との合併会社である株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズにおきましては、高度セキュリティ人材が不足する市場状況を背景に案件が増加しており、足元では教育・研修案件や調査・テストなどの案件を進めた結果、持分法による投資利益51,342千円を計上しております。また、順調にエンジニアも増加しており、さらなる人材の育成基盤強化を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,779,344千円、営業利益103,457千円、経常利益156,236千円、親会社株主に帰属する当期純利益120,978千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,644,222千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、16,306千円となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上156,259千円、契約負債の減少59,031千円、法人税等の支払額83,062千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、157,980千円となりました。これは主に、子会社株式取得による支出128,320千円、有形固定資産の取得による支出18,712千円、無形固定資産の取得による支出13,453千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、275,076千円となりました。これは主に、自己株式の取得による支出260,581千円、長期借入金の返済による支出11,700千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

（イ）生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

（ロ）受注実績

当社グループは概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

（ハ）販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの種類	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
サイバー・セキュリティ事業(千円)	1,487,790	-
ソフトウェア開発・テスト事業(千円)	291,553	-
合計(千円)	1,779,344	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社ソリトンシステムズ	189,913	10.7

3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、2,453,912千円となり、流動資産合計1,952,153千円、固定資産合計501,758千円となりました。

流動資産の主な内訳は、現金及び預金1,644,222千円、売掛金244,372千円等であります。

固定資産の内訳は、有形固定資産38,529千円、無形固定資産166,941千円、投資その他の資産296,287千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、730,516千円となり、流動負債合計720,581千円、固定負債合計9,935千円となりました。

流動負債の主な内訳は、契約負債625,735千円、未払金31,873千円等であります。

固定負債の内訳は、資産除去債務9,935千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、1,723,396千円となりました。

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、1,779,344千円となりました。内訳としましては、ナショナルセキュリティセクターが54,481千円、パブリックセクターが531,510千円、プライベートセクターが901,799千円、ソフトウェア開発・テスト事業が291,553千円であります。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は、553,311千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、1,122,575千円となりました。

(営業外収益及び営業外費用)

当連結会計年度における営業外収益は、持分法の投資利益等の計上により53,075千円、営業外費用は、自己株式取得費用等の計上により296千円となりました。

(特別利益)

当連結会計年度における特別利益は、投資有価証券売却益の計上により22千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、120,978千円となりました。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる当社の会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。当社は、これらのリスク要因について、分散又は低減するよう取り組んでまいります。

経営者の問題意識と今後の方針

当社グループでは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の各リスク項目について顕在化することがないよう常に注意を払っております。また、当面の当社の課題として「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の各事項に対応していくことで、企業価値向上に努める方針であります。

経営戦略の現状と見通し

サイバー・セキュリティ事業

(ナショナルセキュリティセクター)

ナショナルセキュリティセクターにつきましては、国家関連組織や防衛産業企業、電気・ガス・医療・金融機関などの基幹インフラ事業者を狙ったサイバー攻撃が世界中で発生していることに加え、ロシアのウクライナ侵攻に伴ってこれらのサイバー攻撃のリスクが急速に高まっています。そのため、国家安全保障を支えるサイバー防衛能力に加え、経済安全保障の実現に向けた国内産業育成など政府の取り組みも加速しています。当社グループは、国内でほぼ唯一サイバー・セキュリティの基礎技術研究を行う企業として、研究開発能力やリサーチ能力を提供してまいります。また、将来の需要を取り込むための先行投資として、エンジニアを中心とした採用強化及び体制整備も継続するため、採用コスト及び人件費の増加を見込んでおります。

(パブリックセクター)

パブリックセクターにつきましては、地方自治体向けのガイドライン改定に伴い、足元では地方自治体における需要が増加しております。さらに、行政のデジタル化が推進されることにより中長期的な需要の増加が見込まれます。当社グループは、地方自治体に強い販売力を持つ販売パートナーへOEM提供することで、付加価値の高い製品やサービスの提供を進めております。また、これらのOEM製品について、販売パートナー各社と連携した販促活動を進め、販売を拡大してまいります。

(プライベートセクター)

プライベートセクターにつきましては、引き続きFFRI yaraiの機能強化による商品力の向上を図る他、特に当社グループの製品販売を積極的に行う戦略的販売パートナーとの連携強化を継続してまいります。セキュリティ・サービスにつきましては、セキュリティ調査・研究及び情報提供などの案件を実施してまいります。

ソフトウェア開発・テスト事業

ソフトウェア開発・テスト事業につきましては、子会社である株式会社シャインテックにおいて品質保証業務およびテスト業務を中心に実施してまいります。また、将来的なサイバー・セキュリティ関連業務の提供に向けて教育体制の整備を進めてまいります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、ソフトウェア開発に伴う人件費、その開発用のパソコン及びソフトウェア等の購入費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。これらについてはすべて自己資金により対応しております。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,644,222千円となっており、十分な財源及び高い流動性を確保していると考えております。

現時点では新型コロナウイルスの影響を見通すことが困難なため、上記の資本の財源及び資金の流動性についての分析には織り込んでおりません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループが属するサイバー・セキュリティの分野は、過去に積み上げられた技術情報が少ないほか、技術革新により技術の陳腐化が著しく早くなっております。このような状況のもと、IT社会を取り巻く脅威に対抗するためには、サイバー・セキュリティベンダーは常に最新技術の維持・獲得が求められております。

当社グループの研究開発体制は、最新防御技術を基礎研究レベルで研究する専任部署を設置し市場ニーズをつかみ、それに応える製品を開発するニーズ型研究開発のみならず、自らニーズを掘り起こすシーズ型研究開発を行っております。研究成果は当社製品及びサービスへ反映する他、一部を国際カンファレンスなどを通じて世界に向けて情報発信するなど、日本から国内外問わずサイバー・セキュリティに貢献していくための活動をしております。

当連結会計年度の主な研究開発活動は以下の通りです。

・最新CPUの互換機能を悪用したサイバー攻撃に関する研究

低消費電力なCPUということからARMプロセッサは近年注目されており、このプロセッサを対象としたOSも徐々に普及しています。今後、このOSを対象としたサイバー攻撃の増加が予想されるため、当社グループがBlack Hat Europe 2020にて発表した研究をさらに発展させ、ARMプロセッサ向けOSに搭載されている互換機能を悪用した様々なサイバー攻撃手法について研究開発を行いました。研究成果はCODE BLUE 2021 1にて発表しました。

・マルウェアの早期目的推定にむけた予測手法に関する研究

近年のマルウェアは、単に情報を窃取するだけでなく、他のマルウェアをダウンロードし、さらなる侵害活動を行うなど様々な目的で活動しています。こうしたマルウェアの解析において、その攻撃目標が何であるかを特定することは、詳細な解析をスムーズに進めることに役立ちます。また、マルウェアの中には長期間潜伏するものや、発見されると活動を停止することで解析を困難にするものもあり、より少ない情報量で早期に攻撃目標を予測する手法が必要となってきています。そのため当社グループでは、電気通信大学と共同で、感染開始時点から短時間記録された情報を用いて高精度にサイバー攻撃の目的を推定する手法の研究を行いました。研究成果はSCIS2022 2にて発表しました。

当社グループではこの他にも製品やセキュリティ・サービスに研究開発活動を通じて得た技術・知見を活用し、製品及びサービスの品質向上につなげております。

以上の結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は、138,273千円となりました。

1 CODE BLUE

世界トップレベルの情報セキュリティ専門家が最先端のセキュリティ情報を発表する、日本発の国際セキュリティカンファレンス。

2 SCIS

電子情報通信学会情報セキュリティ研究専門委員会が主催する、暗号と情報セキュリティ技術に関するシンポジウム。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当連結会計年度における設備投資額は35,715千円であり、その主な内容は、販売目的ソフトウェアの開発等として2,092千円、自社利用ソフトウェアの購入等として640千円、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等20,674千円、神奈川県横須賀市事務所の増床に伴う事務所造作費用12,308千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	ソフトウエ ア仮勘定 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都 千代田区)	サイバー・ セキュリ ティ事業	本社事務所 開発設備	6,402	16,164	26,886	10,721	60,174	106 (-)
横須賀ナ ショナルセ キュリティ R&Dセン ター (神奈川県 横須賀市)	サイバー・ セキュリ ティ事業	研究開発セ ンター 開発設備	12,004	1,509	-	-	13,514	11 (-)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 本社事務所及び研究開発センターは賃借物件であり、年間賃借料の総額は32,013千円であります。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

令和4年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
株式会社シャ インテック	本社 (神奈川県川 崎市多摩区)	ソフトウェア開 発・テスト事業	事務所	2,293	71	2,364	60 (-)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所は賃借物件であり、年間賃借料は720千円であります。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,190,000	8,190,000	東京証券取引所 マザーズ市場(事業年度末現在) グロース市場(提出日現在)	単元株式数 100株
計	8,190,000	8,190,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日 (注)	63,600	8,184,000	4,366	285,698	4,366	260,698
平成30年4月1日～ 平成31年3月31日 (注)	6,000	8,190,000	438	286,136	438	261,136

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	3	30	66	39	8	7,968	8,114	-
所有株式数 (単元)	-	6,335	4,498	728	5,385	13	64,854	81,813	8,700
所有株式数の割合 (%)	-	7.74	5.50	0.89	6.58	0.02	79.27	100.00	-

- (注) 1 . 単元未満株式のみを有する株主数は787名です。
2 . 自己名義株式120,134株は、「個人その他」に1,201単元及び「単元未満株式の状況」に34株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
鷓飼 裕司	東京都渋谷区	1,942,000	24.06
金居 良治	東京都港区	1,441,600	17.86
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH)/SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	BLOCK5, HARCOURT CENTRE HARCOURT ROAD, DUBLIN 2 (東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号)	277,000	3.43
田中 重樹	栃木県矢板市	170,000	2.11
楽天証券株式会社	東京都港区青山 2 丁目 6 番 21 号	130,500	1.62
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	110,600	1.37
KIA FUND F149 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	MINISTRIES COMPLEX, BLK 3, PO BOX 64, SAFAT 13001, KUWAIT (新宿区新宿 6 丁目 2 7 番 3 0 号)	68,800	0.85
増原 憲治	山口県光市	56,100	0.70
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目 1 3 番 1 号	47,276	0.59
石山 智祥	長野県安曇野市	47,000	0.58
計	-	4,290,876	53.17

- (注) 1 . 上記鷓飼裕司氏の所有株式数には、令和3年3月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数 (令和4年3月31日現在600,000株) を含めて表記しております。

2. 令和4年1月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が令和3年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として令和4年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	392,800	4.80
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	45,000	0.55

3. 令和4年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社 S B I 証券が令和4年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として令和4年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	265,400	3.24

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 120,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,061,200	80,612	-
単元未満株式	普通株式 8,700	-	-
発行済株式総数	8,190,000	-	-
総株主の議決権	-	80,612	-

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式34株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 F F R I セキュリティ	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	120,100	-	120,100	1.47
計	-	120,100	-	120,100	1.47

(注) 当社は、上記の他、単元未満自己株式34株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和4年5月13日)での決議状況 (取得期間 令和4年5月17日~令和4年6月16日)	160,000	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	160,000	161,407,700
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	120,134	-	280,134	-

(注) 当期間における保有自己株式には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書の提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は財務基盤の強化を目的に内部留保の確保を優先してきたため、設立以来配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元は重要な課題であると考えています。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は原則年1回の期末配当を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

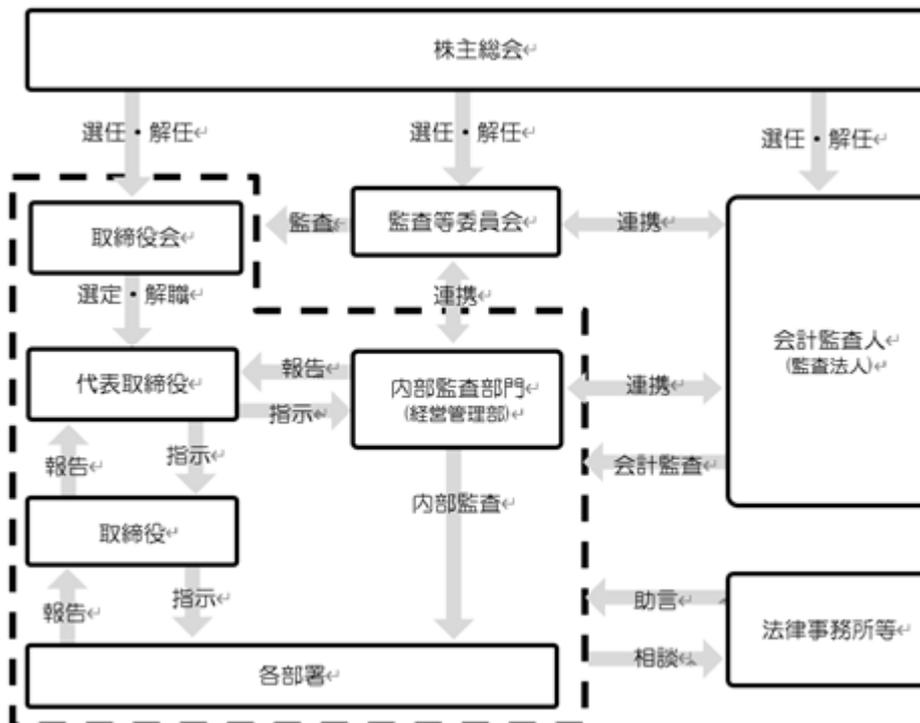
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期・継続的な成長を伴う企業価値の向上には、株主、従業員、取引先及び地域社会等のステークホルダーにおける当社に対する信頼性の確保が重要な基本的経営課題であると考えております。当社は信頼性を確保するため、内部牽制機能が有効な組織体制の構築、内部及び外部による監査の実施を通じて当社経営の健全性と透明性の向上に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会を設置しております。取締役会は取締役11名（内、監査等委員である取締役が5名）で構成され、監査等委員会は監査等委員である取締役5名（内、社外取締役が4名）で構成されております。また、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しております。

当社がこの企業統治の体制を採用する理由は、当社は現在比較的小規模な組織となっており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役は組織全体を統制することが可能であり、機動的な業務執行と内部牽制機能を確保できるためであります。



企業統治に関するその他の事項

(イ) 会社の機関

(取締役及び取締役会)

取締役会は、取締役11名（内、監査等委員である取締役5名）で構成され、原則毎月1回定時取締役会を実施するほか、必要に応じて臨時取締役会を実施しております。取締役会は経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、取締役会規程に定める事項の審議・決定を行っております。

また、上記の他、月次の営業報告及び各取締役によりそれぞれ業務執行状況の報告を行うことで相互に監督しております。

また、取締役会において、業務の進捗状況、リスク・課題の検討を行っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(内、社外取締役が4名)で構成されております。監査等委員である取締役は取締役会に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど常に取締役の業務執行を監視出来る体制となっております。

監査等委員会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しています。

また、内部監査責任者及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上に取り組んでおります。

(内部監査)

内部監査は、内部監査規程に基づき経営管理部長を監査責任者とし、社長直轄の独立した立場で実施しております。内部監査は監査責任者及び監査責任者が指名する者(1名)が担当しており、経営管理部に対する内部監査は、社長が指名する経営管理部以外の部署に所属する者(1名)が担当しています。監査責任者及び監査担当者は、監査等委員会及び監査法人と連携し、当社の業務全般に対して法令、会社方針、社内規程に沿った適正かつ効率的な業務執行の確保に努めております。

(会計監査)

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいた監査を受け、財務諸表の客観性及び信頼性を確保しております。また、監査等委員会及び内部監査と情報共有し連携をとっております。

当社の監査業務を執行した公認会計士は、富永貴雄氏、清水俊直氏であり、所属監査法人は有限責任 あずさ監査法人であります。継続監査年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他4名であります。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、定期的に当社におけるリスク管理体制の構築及び運用に関する重要事項を審議し、また当社のリスク管理の状況を統合的にモニタリングしております。

この他、当社はコンプライアンス規程にて、法令(行政上の通達・指針等を含む)、定款、及び社内規程・規則を遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行うことを定めております。

また、当社は弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家と顧問契約を締結し、随時助言及び相談が受けられる体制となっております。

(ハ) 内部統制システムの整備の状況

・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A．取締役及び使用人は、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したコンプライアンス規程を遵守します。

B．内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

C．取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

・当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

・当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理についてはリスク管理規程に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

・当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- A．当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行います。
- B．当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。
- C．当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

・当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- A．当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、当社内に子会社担当部署を設置し、子会社から月次報告その他必要事項について定期報告を実施します。
- B．当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- C．当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- A．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- a．監査等委員会は、必要がある場合は、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
- b．監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行うこととします。
- c．当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。
- B．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- a．取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査等委員会に直ちに報告します。
- b．その他の事項に関して、監査等委員会から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告します。
- c．監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- C．監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- a．当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- b．監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- c．当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

D. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

. その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

(二) 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を8名以内、監査等委員である取締役を6名以内とする旨を定款に定めております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏と当社の間には、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項、当社定款第31条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1千万円又は会社法第25条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(ヘ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び管理職従業員等、並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償請求金及び争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などの場合には補填の対象としないこととしております。

(ト) 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(チ) 株主総会決議事項のうち、取締役会で決議することができることとした事項

. 中間配当

当社は、機動的な資本政策を確保するため、取締役会決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を可能とする旨を定款に定めております。

. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(リ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	鵜飼 裕司	昭和48年2月17日生	平成12年4月 イーストマンコダックジャパン株式会社入社 平成15年3月 eEye Digital Security社(現Beyond Trust社)入社 平成19年7月 当社設立 取締役副社長最高技術責任者 平成21年3月 代表取締役社長(現任)	(注) 2 .	1,942,000
専務取締役 最高技術責任者 兼ナショナル・セキュリティ研究開発本部長	金居 良治	昭和50年1月17日生	平成16年10月 eEye Digital Security社(現Beyond Trust社)入社 平成19年7月 当社設立 取締役技術担当 平成21年3月 取締役最高技術責任者 平成30年6月 専務取締役最高技術責任者(現任) 令和4年4月 ナショナル・セキュリティ研究開発本部長(現任)	(注) 2 .	1,441,600
常務取締役 最高財務責任者 兼経営管理本部長	田中 重樹	昭和43年1月13日生	平成16年6月 パリオセキュア・ネットワークス株式会社(現パリオセキュア株式会社)入社 平成20年12月 当社入社 管理部長 平成21年4月 経営管理本部長 平成21年6月 取締役最高財務責任者 平成30年6月 常務取締役最高財務責任者(現任) 令和4年4月 経営管理本部長(現任)	(注) 2 .	170,000
取締役 営業本部長	池田 昭雄	昭和32年8月26日生	平成2年7月 インテルジャパン株式会社入社 平成9年8月 アップルジャパン株式会社入社 平成18年7月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 平成23年5月 株式会社シマンテック入社 令和2年1月 当社入社 令和2年3月 パブリックセキュリティ事業部長 令和3年4月 営業本部長 令和4年6月 取締役営業本部長(現任)	(注) 2 .	-
取締役 事業開発本部長	川原 一郎	昭和45年3月18日生	平成10年4月 株式会社システムプロ(現株式会社システナ)入社 平成19年7月 インフォサイエンス株式会社入社 平成24年3月 当社入社 技術戦略室シニア・マネージャー 平成26年4月 執行役員事業推進本部長 平成30年6月 取締役事業推進本部長 令和4年4月 取締役事業開発本部長(現任)	(注) 2 .	3,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 技術本部長	梅橋 一充	昭和55年2月19日生	平成13年4月 富士インフォックス・ネット株式会社入社 平成18年4月 ソーバル株式会社入社 平成20年4月 当社入社 平成24年4月 執行役員プロダクト開発第二部長 平成30年6月 取締役製品開発本部長 令和4年4月 取締役技術本部長(現任)	(注) 2.	2,000
取締役 常勤監査等委員	原澤 一彦	昭和42年10月2日生	平成5年4月 日産ディーゼル工業株式会社(現UDトラックス株式会社)入社 平成25年5月 当社入社 経営管理本部総務部長 平成27年10月 経営管理本部副本部長 平成30年6月 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 3.	6,000
取締役 監査等委員	松本 勉	昭和33年10月20日生	昭和61年4月 横浜国立大学工学部電子情報工学科専任講師 平成元年11月 横浜国立大学工学部電子情報工学科助教授 平成2年4月 日本銀行金融研究所客員研究員 平成13年4月 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授(現任) 平成25年12月 横浜国立大学先端科学高等研究院情報・物理セキュリティ研究ユニット主任研究者(現任) 平成28年6月 当社取締役監査等委員(現任) 平成30年11月 国立研究開発法人産業技術総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長(現任)	(注) 3.	-
取締役 監査等委員	山口 功作	昭和46年12月24日生	平成7年9月 株式会社ヴィット入社 平成12年10月 株式会社ユーザーズサイド入社 平成15年6月 駐日エストニア共和国大使館エンタープライズ・エストニア日本支局長 平成28年3月 株式会社Cysec-Lab代表取締役 平成30年6月 当社取締役監査等委員(現任) 令和2年3月 合同会社側用人代表社員(現任) 令和2年11月 xID株式会社 社外取締役(現任)	(注) 3.	-
取締役 監査等委員	平山 孝雄	昭和25年9月13日生	平成10年12月 防衛庁 海上幕僚監部 通信課長 平成15年8月 海上自衛隊 システム通信隊群司令 平成20年8月 株式会社シマンテック総合研究所 取締役会長 平成26年3月 ヴィエムウェア株式会社 公共営業部(現ゼネラルビジネス営業本部)アドバイザー(現任) 令和2年6月 当社取締役監査等委員(現任) 令和3年3月 UiPath株式会社 通信・公共営業本部顧問(現任) 令和3年9月 KELA株式会社 シニアアドバイザー(現任)	(注) 3.	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	中山 泰秀	昭和45年10月14日生	平成5年4月 株式会社電通入社 平成15年11月 衆議院議員 平成26年7月 学校法人追手門学院大学 名誉理事 (現任) 平成26年7月 追手門学院大学 客員教授(現任) 平成26年9月 外務副大臣 平成27年6月 ブリガム・ヤング大学 ハワイ校 客員教授(現任) 平成29年11月 衆議院外務委員会 委員長 平成30年10月 自由民主党サイバーセキュリティ対策本部 副本部長 令和2年9月 防衛副大臣 兼 内閣府副大臣 令和3年11月 自由民主党政務調査会長特別補佐 (現任) 令和4年6月 当社取締役監査等委員(現任)	(注) 3.	-
計					3,565,200

- (注) 1. 松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏は、社外取締役であります。
2. 当該取締役の任期は、令和4年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 当該監査等委員の任期は、令和4年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 原澤一彦氏は常勤の監査等委員であります。
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
森 達哉	昭和48年6月9日生	平成11年4月 日本電信電話株式会社入社 平成22年10月 日本電信電話株式会社サービスインテグレーション 基盤研究所参事(主任研究員) 平成25年4月 早稲田大学基幹理工学部准教授 平成26年4月 社会福祉法人ハッピーネット評議員(現任) 平成30年4月 早稲田大学基幹理工学部教授(現任) 平成30年5月 理化学研究所革新知能統合研究センター 客員研究員(現任) 平成31年4月 情報通信研究機構 招へい専門員(現任) 令和2年4月 内閣サイバーセキュリティセンター 研究開発戦略 専門調査会 委員(現任)	-

社外役員の状況

(イ) 社外取締役の員数

当社は社外取締役を4名選任しております。

(ロ) 社外取締役の当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

社外取締役松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏と当社との間には人的関係、取引関係はなく、公正な第三者の立場から適宜適切なアドバイスを受けております。なお、松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏と当社との間には資本的关系はありません。

(八) 社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがなく、社外取締役として豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

(二) 社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

社外取締役松本勉氏は、長年情報工学の研究に取り組んでおり、当社の事業分野に対する深い知識と経験を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かし、取締役会等において適宜アドバイスを受けております。

社外取締役山口功作氏は、情報通信分野における豊富な経験と実績を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かし、取締役会等において適宜アドバイスを受けております。

社外取締役平山孝雄氏は、ナショナルセキュリティにおける情報通信分野の豊富な経験と実績を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かし、取締役会等において適宜アドバイスを受けております。

社外取締役中山泰秀氏は、外交・ナショナルセキュリティ分野における豊富な経験と実績を有しており、当該知識・経験等を活かし、取締役会等において適宜アドバイスを受けております。

以上より、社外取締役は当社の経営の監視機能として十分であると判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は毎月1回開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、客観的な立場から職務執行に関する監督及び助言を積極的に行っております。

監査等委員である社外取締役は内部監査担当者より必要に応じて内部監査結果について報告を受けるなど、適時に情報交換することにより連携を図っております。また、会計監査人より会計監査の内容について報告を受けるなど、適時に情報交換することにより連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名で構成され、内1名を常勤、4名を社外取締役としています。監査等委員は取締役会に出席し、経営の適正性を常に検証しております。また、社外取締役である監査等委員(4名)は独立性を確保した立場を活かし、経営監視の実効性を高めております。また、取締役である常勤監査等委員(1名)は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有、並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を行い、監査等委員会の監査・監督機能の強化に努めております。

監査等委員会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

また、内部監査責任者及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど緊密に連携し、監査機能の向上に取り組んでおります。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原澤 一彦	13回	13回
松本 勉	13回	13回
山口 功作	13回	13回
平山 孝雄	13回	13回

監査等委員会における主な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等です。

また、常勤監査等委員の活動として、随時部門責任者とのコミュニケーションを図っており、社内の情報の収集に努めております。

内部監査の状況

各部門に対しての各種規程類の遵守状況、業務執行の適法性や効率性を監査するため、経営管理部長を監査責任者とし、社長直轄の独立した立場で実施しております。経営管理部に対する内部監査は、社長が指名する経営管理部以外の部署に所属する者(1名)が担当しております。監査責任者及び監査担当者は、監査等委員会及び監査法人と連携し、当社の業務全般に対して法令、会社方針、社内規程に沿った適正かつ効率的な運用が成されているかを監査し、必要に応じて指導を行い業務の改善と経営効率の向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

10年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富永 貴雄
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清水 俊直

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査等委員会が、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視・検証しており、従前から適正に監査が行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
24,302	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	26,600	-
連結子会社	-	-
計	26,600	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)
該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て決定する手続を実施しております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人と確認し令和4年3月期の監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は令和3年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ）の報酬は、固定金銭報酬のみを支払うこととし、個々の取締役の報酬額の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、毎月支給する定額の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定金銭報酬のみで構成され、固定金銭報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、その具体的内容を決定するものとする。

当社は、平成30年6月27日開催の第11回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額2億5千万円以内（ただし、使用人給与は含まない）、令和2年6月25日開催の第13回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額5千万円以内と決議しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各監査等委員である取締役の報酬額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。

なお、最近事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び監査等委員会の活動は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については平成30年6月27日開催の定時株主総会后同日開催の取締役会で報酬額を決定し、監査等委員である社外取締役については令和2年6月25日開催の監査等委員会の協議により決定し、監査等委員である取締役については令和元年6月26日開催の監査等委員会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬		
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	78,000	78,000		5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	12,000	12,000		1
社外役員	10,800	10,800		3

（注）当社は退職慰労金制度を採用しておりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（人）	内容
22,980	2	本部長及び室長としての給与であります。

（５）【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を、純投資目的である投資株式として区分し、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式保有が当社の持続的な成長及び企業価値の向上に繋がると判断した場合に保有しております。

保有株式については、定期的に保有先企業の財政状態、経営成績等を確認し、取締役会において保有の合理性を検証しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	1	300
非上場株式以外の株式	-	-

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当連結会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)より、連結財務諸表を作成しているため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な財務報告ができる体制として、会計専門誌の購読、セミナーへの参加などによる専門知識の蓄積及び情報収集を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (令和4年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,644,222
売掛金	244,372
契約資産	9,340
製品	488
仕掛品	679
前払費用	23,245
その他	29,803
流動資産合計	1,952,153
固定資産	
有形固定資産	
建物	19,502
減価償却累計額	1,094
建物(純額)	18,407
車両運搬具	10,476
減価償却累計額	8,183
車両運搬具(純額)	2,293
工具、器具及び備品	59,332
減価償却累計額	41,586
工具、器具及び備品(純額)	17,745
その他	83
有形固定資産合計	38,529
無形固定資産	
のれん	129,249
商標権	85
ソフトウェア	1,26,886
ソフトウェア仮勘定	10,721
無形固定資産合計	166,941
投資その他の資産	
投資有価証券	2,254,829
長期前払費用	1,089
差入保証金	28,437
繰延税金資産	11,932
投資その他の資産合計	296,287
固定資産合計	501,758
資産合計	2,453,912

(単位：千円)

当連結会計年度
(令和4年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	5,666
未払金	31,873
未払費用	14,194
未払法人税等	6,381
未払消費税等	16,321
賞与引当金	5,130
預り金	15,210
契約負債	625,735
その他	67
流動負債合計	720,581
固定負債	
資産除去債務	9,935
固定負債合計	9,935
負債合計	730,516
純資産の部	
株主資本	
資本金	286,136
資本剰余金	261,136
利益剰余金	1,437,083
自己株式	260,960
株主資本合計	1,723,396
純資産合計	1,723,396
負債純資産合計	2,453,912

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	1,779,344
売上原価	553,311
売上総利益	1,226,033
販売費及び一般管理費	2,311,122,575
営業利益	103,457
営業外収益	
受取利息	28
受取手数料	521
受取保険料	312
補助金収入	800
為替差益	8
持分法による投資利益	51,342
その他	62
営業外収益合計	53,075
営業外費用	
支払利息	12
自己株式取得費用	260
その他	23
営業外費用合計	296
経常利益	156,236
特別利益	
投資有価証券売却益	22
特別利益合計	22
税金等調整前当期純利益	156,259
法人税、住民税及び事業税	29,198
法人税等調整額	6,081
法人税等合計	35,280
当期純利益	120,978
親会社株主に帰属する当期純利益	120,978

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日)

当期純利益	120,978
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	-
包括利益	120,978
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	120,978
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	286,136	261,136	1,338,608	379	1,885,502
会計方針の変更による 累積的影響額			22,503		22,503
会計方針の変更を反映し た当期首残高	286,136	261,136	1,316,104	379	1,862,998
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,978		120,978
自己株式の取得				260,581	260,581
当期変動額合計	-	-	120,978	260,581	139,602
当期末残高	286,136	261,136	1,437,083	260,960	1,723,396

	純資産合計
当期首残高	1,885,502
会計方針の変更による 累積的影響額	22,503
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,862,998
当期変動額	
親会社株主に帰属する 当期純利益	120,978
自己株式の取得	260,581
当期変動額合計	139,602
当期末残高	1,723,396

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		156,259
減価償却費		42,554
のれん償却額		10,479
賞与引当金の増減額 (は減少)		5,130
受取利息		28
支払利息		12
投資有価証券売却損益 (は益)		22
持分法による投資損益 (は益)		51,342
売上債権の増減額 (は増加)		39,752
棚卸資産の増減額 (は増加)		505
未収入金の増減額 (は増加)		21,480
仕入債務の増減額 (は減少)		1,093
前払費用の増減額 (は増加)		426
長期前払費用の増減額 (は増加)		584
未払金の増減額 (は減少)		23,691
未払費用の増減額 (は減少)		4,145
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (は減少)		12,697
未払消費税等の増減額 (は減少)		21,251
預り金の増減額 (は減少)		2,793
契約負債の増減額 (は減少)		59,031
その他		315
小計		66,740
利息の受取額		28
利息の支払額		12
法人税等の支払額		83,062
営業活動によるキャッシュ・フロー		16,306
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入		1,240
有形固定資産の取得による支出		18,712
無形固定資産の取得による支出		13,453
敷金及び保証金の差入による支出		1,283
投資有価証券の売却による収入		2,549
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2	128,320
投資活動によるキャッシュ・フロー		157,980
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		11,700
長期未払金の返済による支出		2,795
自己株式の取得による支出		260,581
財務活動によるキャッシュ・フロー		275,076
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)		449,364
現金及び現金同等物の期首残高		2,093,587
現金及び現金同等物の期末残高	1	1,644,222

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社シャインテック

当連結会計年度において、株式会社シャインテックの株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名 株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ

当連結会計年度より、株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズを持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産

製品、仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～18年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	3年～6年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。商標権については、定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

賞与引当金

連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

セキュリティプロダクト

セキュリティプロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ライセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。

セキュリティサービス

セキュリティサービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短かつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ソフトウェア開発・テスト

ソフトウェア開発・テストにおいては、ソフトウェアの開発、品質保証等を行っております。履行義務は契約期間にわたり役務を提供することであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。なお、株式会社シャインテックの株式取得に伴うのれんの償却期間は10年であります。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	11,932

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループで用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で売上高を認識することとしております。

これにより、一部の製品に区分しているライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、知的財産を使用する権利であるライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、ライセンスと保守サービスの2つの履行義務として認識し、保守サービスに係る収益については一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。サービス事業につきましては、期間が短くかつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度に応じ、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は22,503千円減少しております。また、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ8,682千円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、流動資産に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受収益」、「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前受収益の増減額(は減少)」及び「長期前受収益の増減額(は減少)」は、当連結会計年度より「契約負債の増減額(は減少)」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しが不透明な状況となっておりますが、当社グループでは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、当社グループに与える影響は営業活動の制限等はあるものの軽微であると仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 ソフトウェアのうち、市場販売目的のソフトウェアは、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
ソフトウェア	
市場販売目的	22,558千円

2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
投資有価証券(株式)	254,529千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
販売手数料	167,950千円
役員報酬	115,380
給料手当	301,656
研究開発費	138,273
のれん償却額	10,479
賞与引当金繰入額	90

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	138,273千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,190,000	-	-	8,190,000
合計	8,190,000	-	-	8,190,000
自己株式				
普通株式(注)	94	120,040	-	120,134
合計	94	120,040	-	120,134

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加120,040株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加120,000株、単元未満株式の買取りによる増加40株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金勘定	1,644,222千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	1,644,222

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに株式会社シャインテックを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳
並びに株式会社シャインテックの取得価額及び取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	101,330千円
固定資産	7,954
のれん	139,728
流動負債	49,764
固定負債	9,248
連結子会社株式の取得価額	190,000
連結子会社の現金及び現金同等物	61,679
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社取得のための支出	128,320

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式であり、流動性が乏しいことに加え、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、経営管理部門が定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照）。

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	28,437	26,848	1,588
資産計	28,437	26,848	1,588

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。
（単位：千円）

区分	当連結会計年度 （令和4年3月31日）
非上場株式	300
関係会社株式	254,529

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度（令和4年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,644,222	-	-	-
売掛金	244,372	-	-	-
合計	1,888,595	-	-	-

差入保証金は回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	26,848	-	26,848
資産計	-	26,848	-	26,848

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため、回収予定額を契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当連結会計年度(令和4年3月31日)

その他有価証券は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

また、関係会社株式(連結貸借対照表計上額254,529千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月 31 日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,409千円
未払事業所税	563
一括償却資産	2,835
減価償却超過額	964
資産除去債務	3,042
収益認識基準適用による利益剰余金の修正	7,273
繰延税金資産小計	17,810
評価性引当額	3,042
繰延税金資産合計	14,768
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,836
繰延税金負債合計	2,836
繰延税金資産の純額	11,932

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (令和 4 年 3 月 31 日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07
住民税均等割	0.62
法人税の特別控除	6.87
評価性引当額の増減	0.97
持分法投資損益	10.06
のれん償却額	2.05
子会社株式取得関連費用	5.73
その他	0.56
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.58

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社シャインテック

事業の内容 第三者評価、PM支援、システム設計

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の持つサイバー・セキュリティ技術をシャインテックに提供し、サイバー・セキュリティ関連サービスを含む、幅広いサービスを提供することを目的としております。

(3) 企業結合日

令和3年5月25日(株式取得日) 令和3年6月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

(5) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得による企業結合であるため、当社を取得企業としております。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日が令和3年6月30日であるため、令和3年7月1日から令和4年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価現金190,000千円 取得原価190,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 29,262千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 139,728千円

(2) 発生原因 主として今後の期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 101,330千円

固定資産 7,954千円

資産合計 109,284千円

流動負債 49,764千円

固定負債 9,248千円

負債合計 59,013千円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

売上高 91,066千円

経常利益 472千円

税金等調整前当期純利益 738千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

本社事務所、横須賀ナショナルセキュリティR & Dセンターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年から18年、割引率は0.36%から0.56%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	4,997千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,910
時の経過による調整額	26
期末残高	9,935

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	サイバー・セキュリティ事業				ソフトウェア 開発・テスト 事業	
	ナショナル セキュリティ セクター	パブリック セクター	プライベート セクター	計		
セキュリティプロダクト	3,732	309,810	857,281	1,170,824	-	1,170,824
セキュリティサービス	50,748	221,700	44,517	316,966	-	316,966
ソフトウェア開発・テスト	-	-	-	-	291,553	291,553
顧客との契約から生じる 収益	54,481	531,510	901,799	1,487,790	291,553	1,779,344
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	54,481	531,510	901,799	1,487,790	291,553	1,779,344

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成するための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度の当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (令和4年3月31日)	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	255,678	244,372
契約資産	-	9,340
契約負債	684,767	625,735

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、使用許諾期間にわたり収益を認識するソフトウェアライセンスの使用許諾契約に関して、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は451,455千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務は、サイバーセキュリティ事業におけるソフトウェアライセンスの使用許諾と買取型ソフトウェアの保守サービスの提供に係るものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	388,128	237,607	625,735

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サイバー・セキュリティ事業とソフトウェア開発・テスト事業の2つを報告セグメントとしております。

サイバー・セキュリティ事業はサイバー・セキュリティの製品販売、サービス提供を行っております。ソフトウェア開発・テスト事業はソフトウェアの開発や第三者評価を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	サイバー・セキュリティ事業	ソフトウェア開発・ テスト事業			
売上高					
外部顧客への売上高	1,487,790	291,553	1,779,344	-	1,779,344
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	2,988	2,988	2,988	-
計	1,487,790	294,542	1,782,333	2,988	1,779,344
セグメント利益	195,432	18,468	213,900	110,442	103,457
セグメント資産	2,221,238	234,363	2,455,601	1,689	2,453,912
セグメント負債	697,279	34,926	732,205	1,689	730,516
その他の項目					
減価償却費	40,927	1,430	42,357	-	42,357
のれんの償却額	-	10,479	10,479	-	10,479
持分法投資利益	51,342	-	51,342	-	51,342
持分法適用会社への投資額	254,529	-	254,529	-	254,529
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	34,442	139,728	174,170	-	174,170

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、株式会社シャインテックが連結子会社となったことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「サイバー・セキュリティ事業」「ソフトウェア開発・テスト事業」に変更しております。

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(のれんの金額の重要な変動)

第1四半期連結会計期間より、株式会社シャインテックを連結の範囲に含めております。
当該事象によるのれんの未償却額はソフトウェア開発・テスト事業において129,249千円であります。

6. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	当連結会計年度
報告セグメント計	1,782,333
セグメント間取引消去	2,988
連結財務諸表の売上高	1,779,344

(単位:千円)

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	213,900
全社費用(注)	110,442
連結財務諸表の営業利益	103,457

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	当連結会計年度
報告セグメント計	2,455,601
セグメント間の債権の相殺消去	1,689
連結財務諸表の資産合計	2,453,912

(単位:千円)

負債	当連結会計年度
報告セグメント計	732,205
セグメント間の債務の相殺消去	1,689
連結財務諸表の負債合計	730,516

【関連情報】

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高の金額が連結損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは本邦以外の国・地域に有形固定資産を保有しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ソリトンシステムズ	189,913	パブリックセクター、プライベートセクター

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 株当たり純資産額	213.56円
1 株当たり当期純利益	14.96円

(注) 1. 潜在株式調整後1株あたり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株あたり純資産額は2円04銭減少、1株あたり当期純利益は0円74銭増加しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,723,396
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,723,396
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,069,866

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	120,978
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	120,978
普通株式の期中平均株式数(株)	8,089,427

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、令和4年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、令和4年6月8日に取得を終了いたしました。

(1) 自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、自己株式を取得するものであります。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	160,000株を上限とする
株式の取得価額の総額	2億円を上限とする
取得期間	令和4年5月17日～令和4年6月16日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(3) 有価証券報告書提出日現在における取得状況

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	160,000株
株式の取得価額の総額	161,407千円
取得期間	令和4年5月17日～令和4年6月8日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	325,710	767,835	1,248,160	1,779,344
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 又は税金等調整前四半期純損失 () (千円)	42,703	16,180	47,243	156,259
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 利益又は親会社株主に帰属する四半期 純損失 () (千円)	38,553	17,078	30,121	120,978
1 株当たり四半期 (当期) 純利益又は 1 株当たり四半期純損失 () (円)	4.73	2.11	3.72	14.96

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 () (円)	4.73	2.66	5.85	11.26

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,093,587	1,585,078
売掛金	1,255,678	1,206,026
契約資産	-	9,340
製品	662	488
仕掛品	-	679
前払費用	23,346	22,688
その他	8,404	29,803
流動資産合計	2,381,679	1,854,106
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,194	19,502
減価償却累計額	359	1,094
建物(純額)	6,834	18,407
工具、器具及び備品	52,123	58,745
減価償却累計額	32,212	41,071
工具、器具及び備品(純額)	19,911	17,673
有形固定資産合計	26,745	36,081
無形固定資産		
商標権	115	85
ソフトウェア	2,53,595	2,26,886
ソフトウェア仮勘定	-	10,721
無形固定資産合計	53,710	37,692
投資その他の資産		
投資有価証券	300	300
関係会社株式	160,000	379,262
長期前払費用	205	1,019
差入保証金	26,959	28,243
繰延税金資産	6,934	9,266
投資その他の資産合計	194,400	418,092
固定資産合計	274,856	491,865
資産合計	2,656,536	2,345,972

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	1,689
未払金	49,470	31,679
未払費用	8,041	8,882
未払法人税等	59,729	527
未払消費税等	30,045	7,570
預り金	9,704	11,259
契約負債	-	625,735
前受収益	451,455	-
流動負債合計	608,447	687,343
固定負債		
資産除去債務	4,997	9,935
長期前受収益	200,876	-
固定負債合計	205,874	9,935
負債合計	814,321	697,279
純資産の部		
株主資本		
資本金	286,136	286,136
資本剰余金		
資本準備金	261,136	261,136
資本剰余金合計	261,136	261,136
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,295,320	1,362,380
利益剰余金合計	1,295,320	1,362,380
自己株式	379	260,960
株主資本合計	1,842,214	1,648,693
純資産合計	1,842,214	1,648,693
負債純資産合計	2,656,536	2,345,972

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	2,161,275	1,487,790
売上原価	289,803	2,316,920
売上総利益	1,328,472	1,170,870
販売費及び一般管理費	1,299,755	1,210,566
営業利益	328,716	114,252
営業外収益		
為替差益	-	8
受取利息	20	17
受取手数料	207	521
補助金収入	1,000	800
その他	78	62
営業外収益合計	1,306	1,410
営業外費用		
為替差損	15	-
自己株式取得費用	-	260
リース解約損	493	-
その他	0	23
営業外費用合計	508	283
経常利益	329,515	115,378
税引前当期純利益	329,515	115,378
法人税、住民税及び事業税	79,339	18,214
法人税等調整額	933	7,600
法人税等合計	80,272	25,814
当期純利益	249,242	89,564

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	369,626	78.0	441,755	82.3
経費		104,010	22.0	95,325	17.7
合計		473,636	100.0	537,081	100.0
期末仕掛品棚卸高	2	-		679	
他勘定振替高		183,790		219,655	
期首製品棚卸高		620		662	
期末製品棚卸高		662		488	
売上原価		289,803		316,920	

(注)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
1	経費の主な内訳	1	経費の主な内訳
	地代家賃 7,148 千円		地代家賃 3,176 千円
	支払手数料 29,898		支払手数料 29,652
	減価償却費 48,282		減価償却費 35,475
2	他勘定振替高の内容	2	他勘定振替高の内容
	研究開発費 103,641 千円		研究開発費 102,301 千円
	ソフトウェア仮勘定 23,040		ソフトウェア仮勘定 12,813
	販売促進費 57,108		販売促進費 104,540
3	原価計算の方法	3	原価計算の方法
	原価計算の方法は、実際個別原価計算によっております。		同左

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	286,136	261,136	261,136	1,046,078	1,046,078	379	1,592,971	1,592,971
当期変動額								
当期純利益				249,242	249,242		249,242	249,242
当期変動額合計	-	-	-	249,242	249,242	-	249,242	249,242
当期末残高	286,136	261,136	261,136	1,295,320	1,295,320	379	1,842,214	1,842,214

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	286,136	261,136	261,136	1,295,320	1,295,320	379	1,842,214	1,842,214
会計方針の変更による累積的影響額				22,503	22,503		22,503	22,503
会計方針の変更を反映した当期首残高	286,136	261,136	261,136	1,272,816	1,272,816	379	1,819,710	1,819,710
当期変動額								
当期純利益				89,564	89,564		89,564	89,564
自己株式の取得						260,581	260,581	260,581
当期変動額合計	-	-	-	89,564	89,564	260,581	171,017	171,017
当期末残高	286,136	261,136	261,136	1,362,380	1,362,380	260,960	1,648,693	1,648,693

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によって
おります。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～18年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく
償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する
方法によっております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用
可能期間(5年)に基づく定額法によっております。商標権については、定額法によって
おります。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等
特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して
おります。なお、当事業年度末における計上額は
ありません。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計
上して
おります。なお、当事業年度末における計上額は
ありません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行
義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

セキュリティプロダクト

セキュリティプロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの
販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ラ
イセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識して
おります。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領して
おります。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識して
おります。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領して
おり、重要な金融要素は含まれて
ありません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識して
おります。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領して
おります。

セキュリティサービス

セキュリティサービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短かつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	6,934	9,266

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で売上高を認識することとしております。

これにより、一部の製品に区分しているライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、知的財産を使用する権利であるライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、ライセンスと保守サービスの2つの履行義務として認識し、保守サービスに係る収益については一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。サービス事業につきましては、期間が短くかつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度に応じ、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は22,503千円減少しております。また、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8,682千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、流動資産に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受収益」、「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積りに関する注記につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
短期金銭債権	6,781千円	10,583千円
短期金銭債務	-	1,689

2 ソフトウェアのうち、市場販売目的のソフトウェアは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
ソフトウェア		
市場販売目的	47,692千円	22,558千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40.7%、当事業年度43.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59.3%、当事業年度56.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
販売手数料	190,593千円	167,950千円
給料手当	256,770	299,141
減価償却費	9,472	5,451
研究開発費	138,822	138,273

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,580千円	- 千円
出向者負担金の受入額	13,529	20,357
その他の営業取引による取引高	-	2,988

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(令和3年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	-
関連会社株式	160,000

当事業年度(令和4年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	219,262
関連会社株式	160,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,740千円	466千円
未払事業所税	-	563
一括償却資産	850	2,835
減価償却超過額	2,798	964
資産除去債務	1,530	3,042
収益認識基準適用による利益剰余金の修正	-	7,273
繰延税金資産小計	9,919	15,145
評価性引当額	1,530	3,042
繰延税金資産合計	8,389	12,102
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,454	2,836
繰延税金負債合計	1,454	2,836
繰延税金資産の純額	6,934	9,266

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03	0.10
住民税均等割	0.22	0.71
法人税等の特別控除	5.47	9.30
評価性引当額の増減	0.43	1.31
その他	0.61	1.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.36	22.37

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、令和4年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、令和4年6月8日に取得を終了いたしました。

(1) 自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、自己株式を取得するものであります。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	160,000株を上限とする
株式の取得価額の総額	2億円を上限とする
取得期間	令和4年5月17日～令和4年6月16日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(3) 有価証券報告書提出日現在における取得状況

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	160,000株
株式の取得価額の総額	161,407千円
取得期間	令和4年5月17日～令和4年6月8日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,194	12,308	-	19,502	1,094	735	18,407
工具、器具及び備品	52,123	8,680	2,057	58,745	41,071	10,917	17,673
有形固定資産計	59,317	20,988	2,057	78,247	42,166	11,652	36,081
無形固定資産							
ソフトウェア	53,595	2,732	-	56,328	-	29,442	26,886
ソフトウェア仮勘定	-	12,813	2,092	10,721	-	-	10,721
商標権	115	-	-	115	-	30	85
無形固定資産計	53,710	15,546	2,092	67,164	-	29,472	37,692

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	横須賀事務所増床に伴う事務所造作費用及び資産除去債務に対応する除去費用	12,308
工具、器具及び備品	増加額(千円)	開発用PC及びサーバー等の購入	8,680
	減少額(千円)	開発用PC及びサーバー等の除却	2,057
ソフトウェア	増加額(千円)	市場販売目的ソフトウェアの完成 社内利用ソフトウェアの購入	2,732
ソフトウェア仮勘定	増加額(千円)	市場販売目的ソフトウェアの制作	12,813
	減少額(千円)	市場販売目的ソフトウェアの完成	2,092

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.ffri.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その保有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第14期)(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)令和3年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第15期第1四半期)(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)令和3年8月12日関東財務局長に提出。

(第15期第2四半期)(自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日)令和3年11月11日関東財務局長に提出。

(第15期第3四半期)(自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)令和4年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

令和3年6月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

令和4年5月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

令和3年10月13日関東財務局に提出。

事業年度(第15期第1四半期)(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

令和3年7月5日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書(報告期間 自 令和3年6月1日 至 令和3年6月30日)であります。

令和4年6月3日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書(報告期間 自 令和4年5月17日 至 令和4年5月31日)であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年6月28日

株式会社 F F R I セキュリティ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富永 貴雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 俊直
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F F R I セキュリティの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F F R I セキュリティ及び連結子会社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社シャインテックの連結子会社化に伴う会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、株式会社F F R Iセキュリティは、令和3年5月25日に株式会社シャインテックの全株式を取得し、連結子会社化している。株式の取得原価190,000千円が、企業結合の結果、識別可能資産及び負債に配分された純額を上回ることとなったため、企業結合に伴うのれんが139,728千円発生している。また、連結財務諸表に計上されているとおり、当該のれんの未償却残高は129,249千円であり、連結総資産の5.3%を占めている。</p> <p>株式会社F F R Iセキュリティにおいて重要なのれんの発生を伴う企業結合は経常的に生じる取引ではなく、時価に基づく取得対価の決定の合理性、識別可能資産及び負債への配分等について検討が必要となる。</p> <p>当監査法人は、当該事項が当連結会計年度において発生した重要な取引であり、株式取得から連結財務諸表の作成に至るまでの一連の会計処理が適切に行われることに注意を払う必要があると判断した。具体的には以下の点について、監査上重要な領域であると判断した。</p> <p>企業価値評価資料等に基づいて、取得原価が適切に決定されていること 取得原価が、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価を含む適切な価額で算定され、識別可能資産及び負債に適切に配分され、のれんが算定されていること のれんの償却期間が適切に決定されていること</p> <p>以上より、当監査法人は、株式会社シャインテックの連結子会社化に伴う会計処理が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社シャインテックの連結子会社化に伴う会計処理を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 株式会社シャインテックの連結子会社化に伴う会計処理の適切性を担保するための内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。特に、企業結合日の財務諸表項目の適切性の判断に焦点を当てた。</p> <p>(2)連結子会社化に伴う会計処理の妥当性の検討 取得原価の適切性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 株式会社シャインテックの企業価値評価資料等を入手し、取得原価との整合性を検討した。 株式譲渡契約書、取締役会議事録等を閲覧し、上記の企業価値評価等に基づき合意した取得原価での取引が行われているかを検討した。 企業価値評価にあたり経営者が利用した専門家の業務の適切性を評価した。 企業結合日の財務諸表項目について、確認等の実証手続を実施した。また、識別可能資産及び負債の算定資料を閲覧し、識別可能資産及び負債について時価の妥当性を検討するとともに、のれんが適切に算定されているかどうかを検討した。 のれんの償却期間について、のれんの効果の発現する期間を適切に見積り、のれんの償却年数を決定されているかどうかを検討した。</p>

市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社 F F R I セキュリティの連結財務諸表注記事項（連結損益計算書関係）に記載されている研究開発費の金額は138,273千円である。また、連結財務諸表注記事項（連結貸借対照表関係）に記載されている自社開発した市場販売目的のソフトウェアの金額は22,558千円であり、総資産の0.9%を占めている。</p> <p>株式会社 F F R I セキュリティは、市場販売目的のソフトウェアの新製品の開発、既存製品マスターの著しい改良、また、定期的な製品マスターの機能の改良及び強化等を行っている。新製品の開発及び製品マスターの著しい改良によって生じた費用は研究開発費として処理し、製品マスターの機能の改良及び強化を行うための費用について資産計上している。</p> <p>株式会社 F F R I セキュリティは、プロジェクトの開始時に、計画の内容が研究開発費及び資産計上のいずれに該当するかどうかを検討の上、稟議書にて決裁を行う。また、プロジェクト完了時にも、計画した内容が完了したかどうかを検討の上、稟議書にて決裁している。プロジェクト開始時に、製品マスターの著しい改良に該当するかどうか、製品マスターの機能の改良及び強化に該当するかどうかの判断の誤りがあった場合には、資産化の対象とすべき費用の集計範囲を誤り、期間費用が歪むリスクがある。</p> <p>以上より、当監査法人は、市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性の評価が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性を担保するための内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。特に、プロジェクト開始時の稟議書において、計画の内容が研究開発費処理又は資産計上のいずれに該当するかどうかの判断、またプロジェクト完了時の稟議書において、計画通り完了したかどうかを判断する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2)市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性の評価 ソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲が会計基準に照らし適切であることを評価するため、主に以下の手続を実施した。 製品マスターの著しい改良に要した費用が研究開発費として適切に集計され、また製品マスターの改良及び強化に要した費用が適切に資産化の対象とされているかどうかについて経理責任者に質問を行った。 開発計画及び稟議書を閲覧し、開発計画に記載のある開発機能の内容及び稟議書に記載のある上記判断の根拠について検討した。 プロジェクトが開発計画通りに進捗したかを確かめるため、プロジェクト別予算実績管理表を閲覧し、乖離がある場合はその理由を経理責任者に質問し、回答内容が合理的かどうか検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社F F R Iセキュリティの令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社F F R Iセキュリティが令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月28日

株式会社F F R Iセキュリティ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永 貴雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 俊直

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F F R Iセキュリティの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F F R Iセキュリティの令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性の評価

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性の評価」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「市場販売目的のソフトウェア制作において資産化の対象とする費用の集計範囲の適切性の評価」、と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。